

(仮称) 茂原市北部認定こども園に係る協定書 (案) について

(仮称) 茂原市北部認定こども園の類型である「公私連携幼保連携型認定こども園」については、市町村と法人が協定を締結して、公私連携幼保連携型認定こども園において提供すべき教育・保育・子育て支援事業の内容について確実に担保することとされています(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 34 条第 2 項、児童福祉法第 56 条の 8 第 2 項)。

当該協定に定めるべき事項としては、次の事項が法律上定められています。

- ① 協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園の名称及び所在地
- ② 公私連携幼保連携型認定こども園における教育・保育・子育て支援事業に関する基本的事項
- ③ 市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- ④ 協定の有効期間
- ⑤ 協定に違反した場合の措置
- ⑥ その他公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項

上記事項について、社会福祉法人すくすくどろんこの会と茂原市で別紙協定(案)に基づき協定を締結しようとするものです。

(仮称) 茂原市北部認定こども園に係る協定書 (案)

茂原市 (以下「甲」という。) と社会福祉法人すくすくどろんこの会 (以下「乙」という。) は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (以下「認定こども園法」という。) 第 34 条に基づき設置する公私連携幼保連携型認定こども園 (以下「当該認定こども園」という。) について、認定こども園法に定めるもののほか、必要な事項について協定を締結する。

1 総則

乙は、当該認定こども園の運営に当たっては、各種関係法令等を遵守し、適正な運営を図るとともに、甲及び関係機関の指示・指導内容を遵守し、かつ本協定に基づいた運営を行うこと。

- (1) 園の運営に当たっては、国籍、信条、社会的身分及び障害等を理由に不当な取扱いをしないこと。
- (2) 乙は、幼児教育・児童福祉に対する高い理念を持ち、甲の幼児教育及び保育を理解し、甲の関連施策にも積極的に協力すること。
- (3) 園の運営に当たっては、保護者を始め地域に開かれた公私連携幼保連携型認定こども園を目指し、利用者に選択される魅力ある園づくりに取り組むこと。

2 名称及び所在地

本協定に基づき設置する当該認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

この場合において、表題中「(仮称) 茂原市北部認定こども園」とあるのは、「公私連携幼保連携型認定こども園 ほのおかこども園」と読み替えるものとする。

- (1) 名 称 公私連携幼保連携型認定こども園 ほのおかこども園
- (2) 所在地 〒299-4114 茂原市本納3302番地1

3 教育及び保育等に関する基本的事項

- (1) 教育・保育計画の作成について

乙は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、教育・保育課程及び指導計画を作成し、実施すること。

(2) 支援が必要な子ども及び保護者への対応について

支援が必要な子ども及び保護者への対応については、園内支援体制を整備し、本市子育て支援課など関係機関と連携して対応すること。

(3) 行事について

茂原市立本納保育所（以下「本納保育所」という。）及び茂原市立豊岡幼稚園（以下「豊岡幼稚園」という。）で実施していた年間行事について、過去の実績を尊重し検討すること。

なお、保護者の宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事・行為は行わない。ただし、クリスマス会等一般的な行事まで禁止するものではない。

(4) 小学校との連携等について

近隣小学校との連携を図り円滑な接続に向けて就学支援を行うこと。また、地域の幅広い世代と交流するよう努めること。

(5) 子育て支援事業について

子育て相談や未就園児交流など、認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業を適宜実施すること。

なお、親子の集いの場の提供等による情報提供・相談支援を行う「地域子育て支援拠点事業」を必ず実施すること。

(6) 延長保育事業等について

原則11時間の開園時間の後、延長保育事業（午後6時から午後7時まで）の実施に努めること。

なお、それ以外の時間は自主事業とする。

また、在園する1号認定子どもを対象とした一時預かり事業（幼稚園型）を実施すること。

(7) 園児の送迎について

利用者の利便性を考慮し、送迎用の園バスを運行すること。また、送迎場所については、本納中学校区を中心に定め、バスの乗車時間が長くないようルート設定す

るなど最大限配慮すること。

(8) 特別な配慮について

移行に当たっては、令和 2 年度に本納保育所及び豊岡幼稚園に在園している児について、当該認定こども園の入園を希望する場合は優先的に入園できるようにすること。

また、1 号認定子どもの入園に当たっては、本納中学校区（本納小学校・新治小学校・豊岡小学校）の児が優先的に入園できるようにすること。

4 必要な設備等の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項

(1) 基本的な事項について

当該認定こども園は、本納保育所を活用し、運営することとする。

本納保育所の土地・建物等については、令和 3 年 3 月 31 日までは甲が公立保育所の運営の為に使用する。ただし、乙が当該認定こども園を設置するために当該土地・建物等を使用する場合は、本納保育所の運営に支障がない範囲で甲乙協議により、甲は一時使用を許可するものとする。

(2) 土地について

乙が、当該認定こども園の運営に当たり、甲は甲が所有する土地を令和 3 年 4 月 1 日から 15 年間は乙に無償で貸付ける。無償貸付けを行う契約として「事業用定期借地権設定契約」を締結する。

なお、契約期間満了後は、茂原市の基準により有償で貸付を行う。

また、乙において善良な管理義務を負うものとし、当該認定こども園の目的以外には使用しないこと。

(3) 建物及び付帯設備等について

乙が当該認定こども園を運営するに当たり、甲は甲が所有する建物及び付帯設備、遊具等を現状有姿で無償譲渡する。

また、開園に必要な施設整備は令和 2 年度中に乙が行うものとし、施設整備に係る経費については乙の負担とする。

なお、乙は施設を整備するときには、整備の内容及び工期等について、甲と事前に調整を行うとともに、十分な園児の安全確保策を講じ、本納保育所の保護者や近隣住

民への事前説明を行うこと。

(4) 物品について

乙が当該認定こども園の運営に当たり、甲は甲が所有する物品のうち、残存する必要な物品は乙に無償譲渡する。

(5) 乙の事情により当該認定こども園の運営ができなくなった場合は、土地を乙の負担と責任において原状に回復した上、甲に返還しなければならない。ただし、甲の承認を受けたときはこの限りでない。

(6) 甲は、乙が当該認定こども園の整備を行うに当たり、厚生労働省及び文部科学省が年度ごとに定める保育所等整備交付金交付要綱及び認定こども園施設整備交付金交付要綱並びに子ども・子育て支援交付金交付要綱並びに茂原市認定こども園施設整備事業費補助金交付要綱（平成30年茂原市告示第6号）に基づき、補助を行うものとする。

5 協定の有効期間については、次のとおりとする。

協定の有効期間は、協定の締結日から令和18年3月31日までとする。

なお、期間満了後については、乙が適切な運営が行われたと甲が認める場合、その後の協定期間については甲乙協議した上で、更新する。

6 協定に違反した場合の措置

(1) 甲は、当該認定こども園の運営が円滑、適正に維持されるよう、必要があると認めるときは、認定こども園法第34条第7項の規定に基づき、乙に対して必要と認める事項の報告、聴取及び立入検査を行うことができる。

(2) 甲は、乙が正当な理由なく本協定に規定する教育及び保育等を行っていないと認めるときは、認定こども園法第34条第10項の規定により勧告を行うことができる。

(3) 甲は、前項の規定により勧告を受けた乙が、当該勧告に従わないときは、認定こども園法第34条第11項の規定により指定を取り消すことができる。

(4) 乙は、前項の規定による指定の取り消しの処分を受けたときは、当該処分に係る公私連携幼保連携型認定こども園について、認定こども園法第17条第1項の規定による廃止の認可を申請しなければならない。

- (5) 乙は、前項の規定による廃止の認可の申請をしたときは、必要な教育及び保育等が継続的に提供されるよう、他の幼保連携型認定こども園、その他関係者との連絡調整、その他の便宜の提供をしなければならない。

7 その他公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項

(1) 保護者からの費用徴収等について

保育料については、茂原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年茂原市条例第 13 号）に基づき、茂原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則（平成 27 年茂原市規則第 15 号）第 3 条第 1 項及び第 2 項に定める保育料を乙が徴収すること。

また、保育料以外の費用徴収（実費負担や給食費など）を行うに当たっては、事前に保護者の同意を得ること。

(2) 損害賠償について

乙は、本協定の項目を履行しない場合において、甲に損害を与えたとき、又は甲により本協定を解除された場合は、その損害を賠償しなければならない。

また、乙は第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負う。

(3) その他

この協定に定めるもののほか、「(仮称) 茂原市北部認定こども園運営事業者募集要項」及び「(仮称) 茂原市北部認定こども園の運営等に係る諸条件」その他関係法令等を遵守するものとする。

8 疑義の決定について

この協定に疑義が生じたとき、又は変更を要するときは、甲乙協議の上定めるものとする。

9 裁判管轄について

本協定書に関する訴えの管轄裁判所は、甲の事務所の所在地を管轄する千葉地方裁判所一宮支部とする。

10 補足

この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 所在地	千葉県茂原市道表1番地
名 称	茂原市
代表者氏名	茂原市長 田 中 豊 彦

乙 所在地	
名 称	
代表者氏名	